

報告 7

道ノ尾中央公園新設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年 6月 2日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和元年9月6日議会において議決された道ノ尾中央公園新設工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 道ノ尾中央公園新設工事
- 2 契約金額 「91,168,000円」を
「95,433,800円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎市宿町163番地6
株式会社 ウエノ
代表取締役 上野 英剛
- 4 変更の理由 公園利用者の安全性・利便性を確保するため、フェンス・
バリカー等の安全施設および公園案内看板や健康遊具の
説明看板等を追加したことにより増額となった。

令和2年 5月18日

長与町長 吉 田 慎

